

基本理念・基本方針

1 計画の背景

日本は長寿命化、少子化、高齢化等を受けて、2002年（平成14年）に健康増進法が制定・施行されました。逗子市は神奈川県内の他の市町村と比較しても、少子化、高齢化が進んでいます。出生率は神奈川県の平均より低く、全国平均以上に高齢化も進んでおり、2014年（平成26年）5月には高齢化率が30%を超えました。また、生産年齢人口は減少傾向にあります。同時に核家族化も進んでおり、世帯数は増加している一方で、1世帯当たりの平均世帯人数は減少しています。中でも高齢単独世帯や、高齢者世帯は増え続けています。

このような人口動態や市の特徴を踏まえて、生涯を通して健康で、長寿の実現ができるような計画を策定し、実行していくことが必要となっています。

2 基本理念 「医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち」

歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。

そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

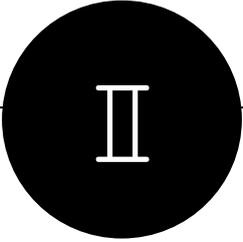
市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

3 基本方針

全てのライフステージ(乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期)の人の生涯における各段階)において、市民一人ひとりがそれぞれの価値観に基づいて健康づくりを行い、また互いにサポートし合い、より健やかで心豊かに生活できることを目的とします。





計画の概要

1 国・県における健康づくり施策の動向

国

健康日本21

2000年（平成12年）
～2012年（平成24年）

第2次健康日本21

2012年（平成24年）7月～

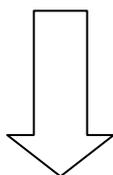
健康増進法

2002年（平成14年）
2003年（平成15年）5月
（最終改正）

健康増進法では、国民が自らの健康を増進させることが重要だと掲げています。

健康日本21は、国民、企業等に健康づくりの取組を浸透させていき、一定程度の時間をかけて、健康増進の観点から、理想とする社会に近づけることを目指す運動です。

今回の「健康日本21（第二次）」では、「健康日本21（第一次）」の評価結果と10年後を見据えた計画が立てられています。



神奈川県

かながわ健康プラン21

2001年（平成13年）
～2010年（平成22年）
2008年（平成20年）3月（改定）

第2次

かながわ健康プラン21

2013年（平成25年）3月～
2014年（平成26年）5月
（一部改定）

「かながわ健康プラン21（第2次）」の方針
「県民がより健康になるための目標が掲げられています。」

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 社会的な目標

社会全体で取り組む目標を設定

- ① 主な生活習慣病の発症予防と重症化防止の徹底
- ② 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ③ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ④ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善の促進（未病を治す取組）

- (3) 個人の取組目標

県民一人ひとりが取り組む目標を設定

要は、みんなが健康になるように、応援しようってことだね。

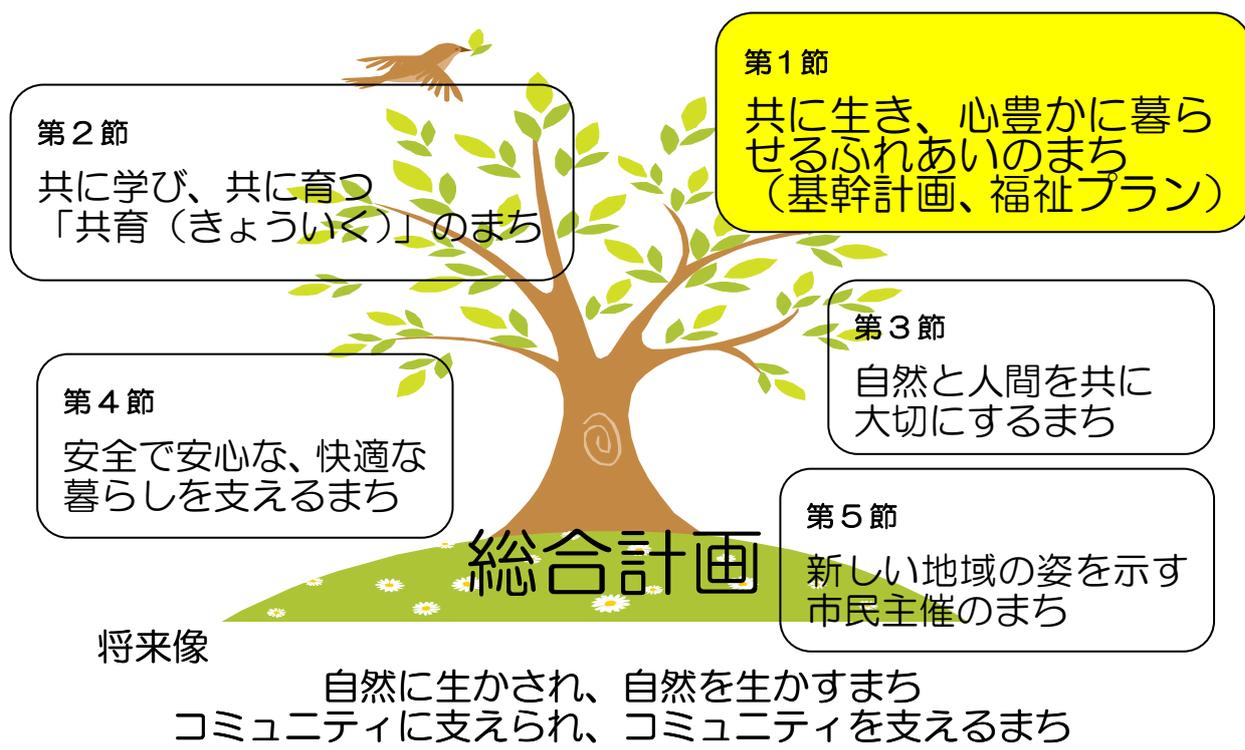
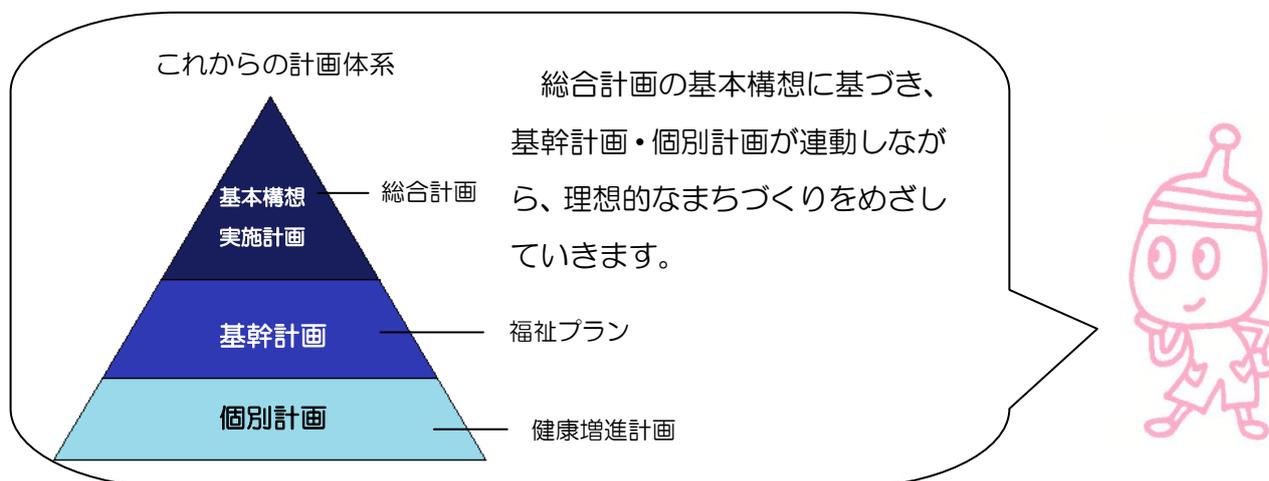


2 計画の位置づけ

計画の期間は、2015年度（平成27年度）から、2022年度（平成34年度）までの8年間とします。

「（仮称）健康ずし いきいきプラン21」は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画であり、国及び県の計画を踏まえた、逗子市健康増進計画と位置づけます。

また2015年度（平成27年度）を期首とする本市の総合計画では、総合計画と基幹計画及び個別計画の一体化の方針が示されています。健康増進計画の上位計画である福祉プランは、総合計画基本構想の5本の柱の第1節「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の基幹計画に位置づけられています。逗子市健康増進計画「（仮称）健康ずし いきいきプラン21」は、総合計画及び福祉プランの個別計画としても位置づけます。



総合計画基本構想 第1節

「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」

の取組の方向

2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

健康増進計画（（仮称）健康ずし いきいきプラン21）

3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

高齢者保健福祉計画

1 「その人らしく生きること」をお互いに支えあう福祉のまち

地域福祉計画・地域福祉活動計画（福祉プラン）

4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

障がい者福祉計画

5 誰もが心豊かに子育てできるまち

子ども子育て支援事業計画

福祉プラン

3 計画の策定体制

計画の策定は、医師及び公衆衛生学・統計学の外部講師をアドバイザーに置き、次の方法により行いました。

(1) 逗子市健康増進計画プロジェクトチーム

計画の策定に当たり、関係する所管の市職員で構成するプロジェクトチーム※を設置し、計画策定に必要な基礎資料等の収集及び分析、基本理念の設定など、計画策定全体の検討を行いました。(2013年度(平成25年度))

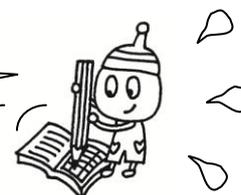
※プロジェクトチーム構成員：

市民協働課、経済観光課、スポーツ課、国保健康課、介護保険課、子育て支援課、緑政課、学校教育課、社会教育課、計9名

(2) アンケート調査

市民の健康についての考えや対応、実践は多様化しており、年代によっても異なります。そこで、年代別の市民の健康についての意識、対応、実践状況などを把握するために健康状況アンケート調査を行い、懇話会や計画部会での計画策定に反映させました。(2014年度(平成26年度))

たくさんの市民の皆さま
の声を計画に反映します！



(3) 逗子市健康増進計画推進懇話会

市民とアドバイザー、関係団体代表が集まり、(2)のアンケート調査結果、部会の内容等を踏まえたうえで、健康増進計画の内容の精査・確認等を行いました。

※逗子市健康増進計画推進懇話会構成員：

公募市民2名、一般社団法人逗葉医師会、公益財団法人逗子市体育協会、
公益財団法人逗葉地域医療センター、食生活改善推進団体若宮会 計6名



(4) 逗子市健康増進計画推進懇話会計画部会

市民、鎌倉保健福祉事務所専門職員、健康係専門職員が集まり、(2)のアンケート調査結果を踏まえて、乳幼児期、学童期・思春期、青年期・壮年期、高齢期の4グループに分かれて、各年代別の課題や今後の取組などについて、意見交換等を行いました。(2014年度(平成26年度)) ※計画部会構成員：市民21名、逗葉医師会、鎌倉保健福祉事務所関係職員3名、健康係専門職員6名、計30名

4 計画策定のプロセス

2013年度（平成25年度）に庁内職員で構成されるプロジェクトチームで計画骨子案を作成、また健康増進計画推進懇話会及び計画部会メンバーの募集を開始し、2014年度（平成26年度）に市民健康状況アンケート調査を実施し、懇話会を3回、計画部会を4回開催、パブリックコメントを実施しました。

策定までのながれ

25年度

- ・ 逗子市健康増進計画プロジェクトチームの開催(3回)
- ・ 逗子市健康増進計画骨子案及び骨子案の考え方を作成
- ・ 逗子市健康増進計画推進懇話会運営要綱の作成

26年度

- ・ 逗子市健康状況調査アンケートの実施
- ・ 逗子市健康増進計画推進懇話会の開催(3回)
 - ・ アンケート調査結果の報告・計画の策定方法(KJ法等)の説明
 - ・ 部会の報告・計画案の提出・スケジュール説明・パブリックコメントの報告
- ・ 逗子市健康増進計画部会の開催(4回)
 - ・ アンケート調査結果の報告・計画の策定方法(KJ法等)の説明
 - ・ 4グループ(乳幼児、学童期・思春期、青年期・壮年期、高齢期グループ)分かれてKJ法の実施、発表会、計画立案等
- ・ パブリックコメント(1か月間)
- ・ 逗子市健康増進計画の策定

※アンケート、部会の詳細は第Ⅳ、Ⅴ章をご参照ください。



